

# おまちアクアガーデン滝ほか管理業務委託仕様書

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この仕様書は、おまちアクアガーデン滝ほか管理業務委託について、岡山市土木工事共通仕様書によるほか、その業務要領を定めることを目的とする。

### (委託業務の内容)

第 2 条 委託業務の主なものは、次の各号のとおりとする。

- (1) 滝モニュメント棟水槽清掃
- (2) 電気機械設備点検調整
- (3) 次亜塩酸ソーダ水溶液補給
- (4) 水時計点検調整
- (5) 水時計水量確認
- (6) その他前各号に掲げる業務に関連するもので委託者が指示したもの。

### (委託業務の実施方法)

第 3 条 受託者は、年間 24 回（2 週間に 1 回）、第 4 条に規定する技術者を委託業務履行場所に巡回させ、管理に支障のないよう前条に規定する業務を実施させるものとする。

なお、受託者は、毎月末に作業完了後の実施工程と翌月の計画工程を記入した管理工程表を監督員に提出しなければならない。

### (従業員の職種及び能力基準)

第 4 条 委託業務を行う従業員の職種は次のとおりとし、その資格者を従事させなければならない。

#### (1) 技術員

水処理施設及び水循環施設の作業について必要とする技能を有するもの。

## 第 2 章 記録及び書類等の整備

(備え付け書類の整備及び保存)

第5条 受託者は、次に掲げる書類、帳簿等を現場に備え付け、常に整備しておかなければならない。

(1) 契約に関するもの

イ. 業務委託契約書の写し

ロ. 仕様書の写し

(2) 委託業務施行に関するもの

点検月報、点検日報

(3) その他委託者が必要と認める書類及び帳簿

(点検月報、点検日報)

第6条 受託者は、各種機器の運転及び整備点検業務の執行状況を記録しておかなければならない。

(書類、帳簿等の提出期限)

第7条 委託業務施行に関する書類及び帳簿の提出期限は次のとおりとする。

(1) 作業結果を報告書形式で写真とともに毎回提出すること。

(2) 第5条第3号の書類等については、委託者が求めたときに提出すること。

## 第 3 章 作業要領

(作動機器の停止、開始、点検調整、清掃)

第8条 受託者は、作動機器の停止、開始、点検調整等については、次の要領で行うこと。

(1) 作動機器の停止、開始、点検調整、清掃

作動機器の停止、開始、点検調整、清掃の作業を定期的に行うこと。なお、点検調整、清掃の各1回は、停止、開始時の作業に関連付けること。

(2) 点検調整

各種機器の異常音、水温、錆、振動、損傷、水漏れ、油漏れ及び作動状況等を定期的に巡回点検するものとする。なお、修理が必要な時には、監督員と協議すること。

(3) 水時計点検調整及び水量確認

水時計点検調整は年4回(6, 9, 12, 3月)行い、1回は専門の技能を有する者立会いの下で行うこと。

水量確認は、水時計内部保有水が枯渇しないようにすること。

(4) その他

故障等異常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合には、応急の措置を講じるとともに、すみやかに監督員に連絡し、指示を受けなければならない。

また、各作業の際には、水道メーターを点検、確認し、異常時には速やかに監督員に連絡すること。

第 4 章 雑 則

(費用の負担)

第9条 委託業務の実施に要する費用は受託者の負担とする。ただし、次の各号に掲げる費用については委託者の負担とする。

- (1) 電気料金
- (2) 施設の補修に要する費用
- (3) 次亜塩素酸装置に係る消耗品

(光熱水等の使用について)

第10条 受託者の業務遂行上必要とする光熱水等については、効率的に使用し、節約に努めなければならない。

(疑 義)

第11条 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議してその指示に従わなければならない。